



福祉医療制度のご案内

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。
申請をしていない人で、該当すると思われる人は、役場保険医療課まで
お問合せください。

▶ 問合せ 役場保険医療課

子ども医療

- 対象者
中学校卒業までの子
対象者には「子ども医療費受給者証」が発行され、
入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- 所得制限 なし

障害者医療

- 対象者
 - ・身体障害者手帳所持者
(1～3級、4級腎臓機能障害、
4～6級進行性筋萎縮症)
 - ・療育手帳所持者(A、B判定)
 - ・自閉症状群と診断された人
※自閉症状群の要件で申請する場合は、事前
にご相談ください対象者には「障害者医療費受給者証」が発行され、
入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
- 所得制限 なし

母子・父子家庭医療

- 対象者
 - ・18歳の年度末までの子を扶養している母
(父)とその子
 - ・父母のいない18歳の年度末までの子対象者には「母子・父子家庭医療費受給者証」が
発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担は
ありません。
- 所得制限 児童扶養手当一部支給制限額に
準ずる(母・父)

※助成の対象は、保険診療内のものに限り
(予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額
ベッド代等は対象外です)

こんな時には届け出を

- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 氏名、住所、加入している医療保険が変わったとき
- 転入したとき ○転出するとき ○死亡したとき
- 交通事故等、第三者から被害を受けた場合のけが
で福祉医療を使うとき

精神障害者医療

- 対象者
 - ①自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
対象者には「精神障害者医療費受給者証(精
神通院医療のみ使用可)」が発行され、自立支援
医療受給者証に記載された医療機関では、通院
に限り自己負担はありません。
 - ②精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者
対象者には「精神障害者医療費受給者証(全疾
患の入院医療・通院医療可)」が発行され、入院・
通院とも医療機関での自己負担はありません。
※精神通院をしている人は、「自立支援医療受給
者証(精神通院)」が別途必要です
- 所得制限 なし

後期高齢者福祉医療

- 対象者
後期高齢者医療に加入している人のうち
 - ①母子・父子家庭医療該当者
 - ②戦傷病者手帳所持者
 - ③ひとり暮らし、ねたきり・認知症高齢者
 - ④障害者医療該当者
 - ⑤感染症予防法、精神保健福祉法による命令
入所該当者
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者
 - ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
対象者には「後期高齢者福祉医療費受給者証」
が発行され、①～⑥は入院・通院とも医療機
関での自己負担はありません。
※精神通院をしている人は、「自立支援医療受給
者証(精神通院)」が別途必要です
⑦は自立支援医療受給者証に記載された医療
機関では、通院に限り自己負担はありません。
- 所得制限
 - ①母子・父子家庭医療に準ずる
 - ②障害児福祉手当に準ずる
 - ③住民税非課税世帯のみ対象(世帯を分けて
いても、生計を同一にしている場合は、同
じ世帯とみなします)
 - ④⑤⑥⑦ なし